

下関市国内販路開拓事業新商品開発補助金Q & A

1 補助対象者について

Q 1
創業予定者や創業間もない者は、補助対象者となりますか。
A 1
本事業は、中小企業者が対象となるため、創業予定者は対象外となります。 他方、創業間もない者（開業届提出済、法人設立登記済等）は、補助対象者となります。
Q 2
個人事業主として事業を行う農林漁業者は、補助対象者となりますか。
A 2
農林漁業者は、中小企業者の要件を満たす者であれば補助対象者となります。
Q 3
企業組合、協業組合、協同組合は、補助対象者となりますか。
Q 3
いずれも補助対象者です。
Q 4
「おいしも！たのしも！」事業者ワーキンググループへの入会は必要ですか。
A 4
「おいしも！たのしも！」プロジェクトに賛同し、下関産品事業者ミッションに基づいて、「おいしも！たのしも！」プロジェクトに積極的に参画する意思があることを要件としていますので、当該ワーキンググループに入会していただき、原則として参加していただく必要があります。なお、当該ワーキンググループの詳細は、「おいしも！たのしも！」ブランドサイトをご参照ください。 URL: https://oishimo-tanoshimo.com/owner/
Q 5
複数の市内の中小企業者でコラボレーションした商品を開発することは可能でしょうか。その際に、どのように申請すればいいでしょうか。
A 5
可能です。申請は、代表の中小企業者が行っていただき、事業計画書（様式第2号）中「事業を実施する際の連携体制」の欄にその具体的な内容とコラボレーションする中小企業者の情報を記載してください。

2 補助対象事業について

Q 6
既存の商品を改良する事業は、対象となりますか。
A 6
既に商品化されているものであっても、商品化後おおむね1年以内であり、本事業によって当該商品を改良する場合については、「新商品の開発」とみなします。

Q 7
新商品は、安価なものを開発した方がよいですか。
A 7
「おいしも！たのしも！」プロジェクトにおけるブランド戦略では、差別化による「ちょっといいもの」路線（＝Not B級グルメ路線）を目指しています。
Q 8
新商品の開発に当たっては、特定の素材（ふぐ、くじら等）を使用する必要がありますか。また、現在の「おいしも！たのしも！」認定産品は、どのようなラインナップになっていますか。
A 8
「おいしも！たのしも！」プロジェクトにおけるブランド戦略では、幅広い顧客層（特に下関に関心があり、食にこだわりのある女性層）に向けて「おいしも！たのしも！」認定産品の品揃えを充実させることとしています。そのため、特定の素材（ふぐ、くじら等）に特化せず、ポテンシャルのある様々な産品を認定することで、下関産品を選ぶ楽しさを消費者に向けて提供していきます。 現在の「おいしも！たのしも！」認定産品は、「おいしも！たのしも！」ブランドサイトをご参照ください。 URL：https://oishimo-tanoshimo.com/news/announcement_of_shimonoseki_foods_2024/
Q 9
賞味期限の制限など、規制はありますか。
A 9
賞味期限の制限はありませんが、極端に賞味期限（消費期限）の短い商品については、出荷・配送後の適切な賞味期限（消費期限）の保証に係る体制等について確認させていただく場合がございます。 なお、「おいしも！たのしも！」プロジェクトのブランド戦略では、「おいしも！たのしも！」認定産品を通じて、まずは市内事業者・市民の方のブランド意識を高め、その後に下関近隣圏から都市圏に向けて販路を開拓していくこととしていますので、一定の賞味期限（消費期限）のある産品が望ましいです。
Q 10
既に他者が開発し、市場に出回っている産品と類似した産品を開発する場合でも対象となりますか。
A 10
原則、対象とします。ただし、市場性等の観点から事業計画審査の段階で、認定されない可能性があります。
Q 11
開発した新商品は、必ず「おいしも！たのしも！」認定産品になりますか。
A 11
補助対象事業による新産品の開発後に、市が定める所要の手続（市民試食審査会等）を経た上で決定することになるため、必ず「おいしも！たのしも！」認定産品になるとは限りません。

3 補助対象経費について

Q 1 2
新商品の開発を先行して実施する場合、既に生じている費用は補助対象となりますか。
A 1 2
交付決定日前に支出した経費は補助対象外となります。
Q 1 3
交付決定日前に展示会に出展し、その出展費用を交付決定日後に支払った場合、この出展費用は補助対象となりますか。
A 1 3
展示会の開催が補助対象期間外（交付決定日前）となるため、対象外となります。
Q 1 4
補助事業に従事させるため、臨時的にアルバイトを雇う場合の経費は補助対象になりますか。
A 1 4
代表者、役員又は使用人その他の従業員に係る人件費は補助対象外となります。
Q 1 5
販売を目的とした最終製品（試作品を除く）の原材料費は、補助対象になりますか。
A 1 5
本事業では、直接、営利活動を支援することができないため、販売を目的とした最終製品（試作品を除く。）の原材料費は補助対象外となります。補助対象となるのは、新商品の開発や販路開拓に用いる原材料（試作品やそのテストマーケティングに使用する原材料）に限られます。
Q 1 6
旅費は補助対象になりますか。
A 1 6
外部専門家の旅費（コンサル料）及びテストマーケティングの際に要する旅費（展示会等催事出展費）は、補助対象となります。ただし、グリーン車、ビジネスクラス等の特別付加料金は、補助対象外です。

4 補助事業の実施について

Q 1 7
補助金を事前にもらうこと（概算払）は可能ですか。
A 1 7
本事業では、単年度の精算払のみであり、概算払は行いません。